

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年11月4日(2021.11.4)

【公開番号】特開2020-110528(P2020-110528A)

【公開日】令和2年7月27日(2020.7.27)

【年通号数】公開・登録公報2020-029

【出願番号】特願2019-5828(P2019-5828)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月10日(2021.9.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

判定を行う判定手段と、

前記判定手段の判定結果が特別結果であることに基づいて特典を付与しうる特典付与手段と、

受付状態を発生可能であり、遊技者による動作を有効動作とする受付有効判定が該受付状態においてなされると、該受付有効判定がなされたことに応じた受付後変化を実行可能な受付状態実行手段と、

枠画像内に表示されるゲージ画像の表示面積を時間経過に応じて減少させる描写を行う残り時間示唆手段と、

前記受付有効判定がなされたことに基づいて前記枠画像及び前記ゲージ画像が非表示にされる際、それら画像を視認し難くする画像重複表示を表示可能な画像重複表示手段とを備え、

前記枠画像及び前記ゲージ画像は、前記受付状態において表示される場合があり、前記受付状態として、第1受付状態及び第2受付状態を含む複数の受付状態が用意されており、

前記第1受付状態において遊技者による動作を有効動作とする前記受付有効判定がなされた場合は、該受付有効判定に基づく前記受付後変化が実行開始される時点において、前記ゲージ画像の表示面積が視認可能とされるかたちで前記枠画像及び前記ゲージ画像が表示されている状態にある場合と、該状態にはない場合とがあり、

前記第2受付状態において遊技者による動作を有効動作とする前記受付有効判定がなされた場合は、該受付有効判定に基づく前記受付後変化が実行開始される時点において、前記ゲージ画像の表示面積が視認可能とされるかたちで前記枠画像及び前記ゲージ画像が表示されている状態に必ずあるようになっており、

前記画像重複表示は、前記第1受付状態において前記受付有効判定がなされたことに応じた前記受付後変化が実行開始される時点においては、前記ゲージ画像の表示面積が視認可能とされるかたちで前記枠画像及び前記ゲージ画像が表示されている状態にある場合と、該状態にはない場合とのいずれの場合であっても、その表示を開始しておらず、その時点よりも後のタイミングで表示を開始するようになっており、

さらに、

前記受付状態として、第3受付状態がさらに用意されており、

前記第3受付状態は、特定BGMが可聴出力されているなかで発生する場合と、特定BGMが非可聴状態にされてから発生する場合との両方がある

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

このような従来の遊技機では、遊技興趣の低下を抑制することが求められる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

手段1：判定を行う判定手段と、

前記判定手段の判定結果が特別結果であることに基づいて特典を付与しうる特典付与手段と、

受付状態を発生可能であり、遊技者による動作を有効動作とする受付有効判定が該受付状態においてなされると、該受付有効判定がなされたことに応じた受付後変化を実行可能な受付状態実行手段と、

枠画像内に表示されるゲージ画像の表示面積を時間経過に応じて減少させる描写を行う残り時間示唆手段と、

前記受付有効判定がなされたことに基づいて前記枠画像及び前記ゲージ画像が非表示にされる際、それら画像を視認し難くする画像重複表示を表示可能な画像重複表示手段とを備え、

前記枠画像及び前記ゲージ画像は、前記受付状態において表示される場合があり、

前記受付状態として、第1受付状態及び第2受付状態を含む複数の受付状態が用意されており、

前記第1受付状態において遊技者による動作を有効動作とする前記受付有効判定がなされた場合は、該受付有効判定に基づく前記受付後変化が実行開始される時点において、前記ゲージ画像の表示面積が視認可能とされるかたちで前記枠画像及び前記ゲージ画像が表示されている状態にある場合と、該状態にはない場合とがあり、

前記第2受付状態において遊技者による動作を有効動作とする前記受付有効判定がなされた場合は、該受付有効判定に基づく前記受付後変化が実行開始される時点において、前記ゲージ画像の表示面積が視認可能とされるかたちで前記枠画像及び前記ゲージ画像が表示されている状態に必ずあるようになっており、

前記画像重複表示は、前記第1受付状態において前記受付有効判定がなされたことに応じた前記受付後変化が実行開始される時点においては、前記ゲージ画像の表示面積が視認可能とされるかたちで前記枠画像及び前記ゲージ画像が表示されている状態にある場合と、該状態にはない場合とのいずれの場合であっても、その表示を開始しておらず、その時点よりも後のタイミングで表示を開始するようになっており、

さらに、

前記受付状態として、第3受付状態がさらに用意されており、

前記第3受付状態は、特定BGMが可聴出力されているなかで発生する場合と、特定BGMが非可聴状態にされてから発生する場合との両方がある

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】